第４期特定健康診査等実施計画
（令和６年度～11 年度）

序章　特定健康診査及び特定保健指導の実施について

１　はじめに

高齢化の急速な進展に伴い、死亡原因では生活習慣病が５割以上を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約３分の１となっている。

生活習慣病の中でも、特に、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の有病者やその予備群が増加しており、その発症前の段階であるメタボリックシンドローム該当者及び予備群と考えられる者を合わせた割合は、40 歳から 70 歳までの者でみると、男性では５人に２人、女性では 10 人に１人の割合に達している。

国民の受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受診率が徐々に増加し、75 歳頃を境に生活習慣病を中心とした入院受診率が上昇している。これを個人に置き換えてみると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病の発症を招き、通院し投薬が始まるものの、生活習慣の改善がないままに重症化し、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至り、入院するという経過をたどることになる。

このような事態の発生は、若い頃からの生活習慣病の予防により防げるものである。生活習慣病の境界域段階で留めることができれば通院患者を減らすことができ、重症化や合併症の発症を抑えることができれば入院患者を減らすことができる。その結果として、国民の生活の質の維持向上を図りながら医療費の伸びを抑えることも可能となる。

生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（メタボリックシンドローム）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、生活習慣病の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

医療保険者は、生活習慣病対策による医療費適正化効果の直接的な恩恵を享受できること、また、対象者の把握が比較的容易であり健診・保健指導の確実な実施が期待できること等から、平成 20 年度から特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施義務を担っている。

医療保険者は、特定健康診査等の実施に関して、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条の規定に基づき、特定健康診査等実施計画を定めるものとされており、本組合は「第１期特定健康診査等実施計画」（平成 20 年度から平成 24 年度）、「第２期特定健康診査等実施計画」（平成 25 年度から平成 29 年度）、「第３期特定健康診査等実施計画」（平成 30 年度から令和５年度）を定め、特定健康診査等を実施してきた。

今般、その実施結果を踏まえ、令和６度から令和 11 年度までの６年間について「第４期特定健康診査等実施計画」（以下「第４期実施計画」という。）を定めることとする。

２　これまでの実施状況と課題

（１）実施状況

特定健康診査等の平成 20 年度から令和４年度までの実施状況は別表のとおり。

（２）第３期計画期間（平成 30 年度～令和５年度）における課題

①　特定健康診査

特定健康診査の実施率は、令和元年度を除き毎年度増加しており、令和４年度は組合員･家族の合計で 76.0%となっているが､いずれの年度も目標実施率には達していない。

組合員の実施率は､労働安全衛生法に基づき事業主が実施する定期健康診断（以下「事業主健診」という。）の結果提出について、事業主と契約書を取り交わしていることもあり、令和４年度では 95.1%となっている。

これに対し、家族の実施率は令和４年度では 39.5%と低い水準にとどまっており、家族の実施率向上が課題となっている。

②　特定保健指導

特定保健指導の実施率は、令和元年度及び令和４年度を除き増加しており、令和４年度は組合員・家族の動機付け支援と積極的支援の合計で 17.9%となっている。

対象者の多くは組合員であることから、組合員の実施率向上が課題となっている。

また、特定保健指導未実施者のうち、２年以上連続して対象となっていて指導を受けていない者が約 50%を占めているため、２年以上連続して対象となった者への対応も課題である。

第１　目標

１　特定健康診査

第４期実施計画では、特定健康診査実施率の目標を次のとおりとする。（令和 10 年度及び令和 11 年度の合計実施率は、総合健保の目標実施率 85%と同水準とする。）

（単位：%）

	６年度	７年度	８年度	９年度	10年度	11年度
合　計	78.0	80.0	82.0	84.0	85.0	85.0
組合員	96.0	97.0	98.0	98.0	98.0	98.0
家　族	43.8	47.4	51.0	56.6	59.3	59.3

（注）本組合の目標率は、国が定める「特定健康診査等実施計画作成の手引き」中の総合健保の目標値（特定健康診査：85.0%）が適用される。

２　特定保健指導

第４期実施計画では、特定保健指導実施率の目標を次のとおりとする。（令和11年度の合計実施率は、総合健保の目標実施率30%と同水準とする。）

（単位：%）

		６年度	７年度	８年度	９年度	10年度	11年度
合　計		20.0	22.0	24.0	26.0	28.0	30.0
	動機付け支援	23.5	25.5	27.5	29.5	31.5	33.5
	積極的支援	17.5	19.5	21.5	23.5	25.5	27.5

（注）本組合の目標率は、国が定める「特定健康診査等実施計画作成の手引き」中の総合健保の目標値（特定保健指導：30.0%）が適用される。

第２　特定健康診査等の対象者数

１　特定健康診査

（１）対象者

毎年度の４月１日における被保険者であって、当該年度において40歳以上75歳以下の年齢に到達する者（特定健康診査受診日に75歳未満の者に限る。）のうち、以下の者を除いた者とする。

①　妊産婦

②　刑事施設、労役場、その他これらに準ずる施設に拘禁されている者

③　国内に住所を有しない者

④　病院又は診療所に６月以上継続して入院している者

⑤　高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条第１項第２号から第５号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法（平成９年法律第 123 号）第８条第 11 項に規定する特定施設については、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第１項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第５条第１項の登録を受けたもの（介護保険法第８条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第 41 条第１項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者

（２）対象者数及び実施者数

（単位：人）

内　訳			6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
組合員	対象者数		129,837	129,290	128,796	128,304	127,814	127,327
		40 歳～64 歳	112,340	111,847	111,482	111,118	110,755	110,394
		65 歳以上	17,497	17,443	17,314	17,186	17,059	16,933
	実施者数		124,643	125,412	126,220	125,738	125,258	124,780
		40 歳～64 歳	107,846	108,492	109,252	108,896	108,540	108,186
		65 歳以上	16,797	16,920	16,968	16,842	16,718	16,594
家族	対象者数		68,379	67,430	66,460	65,504	64,562	63,634
		40 歳～64 歳	55,237	54,433	53,598	52,776	51,966	51,169
		65 歳以上	13,142	12,997	12,862	12,728	12,596	12,465
	実施者数		29,965	31,964	33,890	37,061	38,262	37,537
		40 歳～64 歳	24,206	25,803	27,331	29,860	30,797	30,184
		65 歳以上	5,759	6,161	6,559	7,201	7,465	7,353
合計	対象者数		198,216	196,720	195,256	193,808	192,376	190,961
		40 歳～64 歳	167,577	166,280	165,080	163,894	162,721	161,563
		65 歳以上	30,639	30,440	30,176	29,914	29,655	29,398
	実施者数		154,608	157,376	160,110	162,799	163,520	162,317
		40 歳～64 歳	132,052	134,295	136,583	138,756	139,337	138,370
		65 歳以上	22,556	23,081	23,527	24,043	24,183	23,947

２　特定保健指導

（１）対象者

特定健康診査の結果から、次により特定保健指導の対象者として選定された者とする。

①　ステップ１

腹囲又はBMIで内臓脂肪蓄積のリスクから、特定保健指導対象として判定する。ただし、次のア又はイに該当する者のうち、高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く。

判 定	判　断　基　準
ア	腹囲が、男性で 85cm 以上、女性で 90cm 以上の者
イ	腹囲が、男性で 85cm 未満、女性で 90cm 未満の者であって、BMI が 25 以上の者

なお、内臓脂肪面積を測定している場合は、その測定値が優先され以下の判断基準となる。

判 定	判　　断　　基　　準
ア	内臓脂肪面積が 100 ㎠以上の者
イ	内臓脂肪面積が 100 ㎠未満の者であって、BMI が 25 以上の者

② ステップ２

追加リスクの多少と喫煙歴の有無により対象者を区分する。

検査項目等	判　　断　　基　　準
血　糖※	空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c（NGSP 値）が 5.6%以上又は 随時血糖が 100mg/dl 以上
脂　質	空腹時中性脂肪の量が 150mg/dl 以上、随時中性脂肪の量が 175mg/dl 以上 又は HDL コレステロールの量が 40mg/dl 未満
血　圧	収縮期血圧が 130mmHg 以上又は拡張期血圧が 85mmHg 以上

※ 空腹時血糖により判定することとし、空腹時血糖を測定していない場合はHbA1c（NGSP値）により判定する。

なお、やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c（NGSP値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖により判定する。

③ ステップ３

ステップ１、２の判定結果及び年齢階層に応じて、特定保健指導対象者を積極的支援と動機付け支援対象にグループ分けする。

特定保健指導の対象者

<table>
<tr><th colspan="2">ステップ１</th><th colspan="4">ステップ２</th><th colspan="2">ステップ３</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">腹　囲</td><td colspan="3">追加リスク</td><td rowspan="2">喫煙歴</td><td colspan="2">対　象</td></tr>
<tr><td>血　糖</td><td>脂　質</td><td>血　圧</td><td>40～64 歳</td><td>65～74 歳</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ア</td><td rowspan="3">≧85cm(男性)
≧90cm(女性)</td><td colspan="3">２つ以上該当</td><td></td><td rowspan="2">積極的
支援</td><td rowspan="3">動機付け
支援</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">１つ該当</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>なし</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">イ</td><td rowspan="3">上記以外で
BMI≧25</td><td colspan="3">３つ該当</td><td></td><td rowspan="2">積極的
支援</td><td rowspan="3">動機付け
支援</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">２つ該当</td><td>あり</td></tr>
<tr><td>なし</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">１つ該当</td><td></td></tr>
</table>

※ 喫煙歴の斜線欄は、グループ分けの判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

（２）対象者数及び実施者数

（単位：人）

内　訳					6年度	7年度	8年度	9年度	10 年度	11 年度
特定健康診査目標実施者数					154,608	157,376	160,110	162,799	163,520	162,317
		組合員			124,643	125,412	126,220	125,738	125,258	124,780
		家　族			29,965	31,964	33,890	37,061	38,262	37,537
特定保健指導	動機付け支援（Ａ）	対象者数			14,153	14,406	14,656	14,902	14,968	14,858
			組合員	40 歳～64 歳	10,861	11,055	11,247	11,436	11,487	11,403
				65 歳～74 歳	1,681	1,711	1,741	1,770	1,777	1,764
				計	12,542	12,766	12,988	13,206	13,264	13,167
			家族	40歳～64歳	1,301	1,325	1,347	1,370	1,377	1,366
				65歳～74歳	310	315	321	326	327	325
				計	1,611	1,640	1,668	1,696	1,704	1,691
		実施者数			3,326	3,673	4,031	4,396	4,715	4,977
			組合員	40 歳～64 歳	2,552	2,819	3,093	3,374	3,618	3,820
				65 歳～74 歳	395	436	479	522	560	591
				計	2,947	3,255	3,572	3,896	4,178	4,411
			家族	40 歳～64 歳	306	338	370	404	434	458
				65 歳～74 歳	73	80	89	96	103	108
				計	379	418	459	500	537	566
	積極的支援（Ｂ）	対象者数			19,461	19,809	20,153	20,492	20,583	20,432
			組合員	40 歳～64 歳	16,272	16,563	16,850	17,134	17,210	17,083
				65 歳～74 歳	2,518	2,563	2,608	2,651	2,663	2,644
				計	18,790	19,126	19,458	19,785	19,873	19,727
			家族	40 歳～64 歳	542	552	561	571	574	570
				65 歳～74 歳	129	131	134	136	136	135
				計	671	683	695	707	710	705
		実施者数			3,398	3,854	4,323	4,806	5,239	5,610
			組合員	40 歳～64 歳	2,875	3,257	3,650	4,054	4,417	4,726
				65 歳～74 歳	445	504	565	627	683	731
				計	3,320	3,761	4,215	4,681	5,100	5,457
			家族	40 歳～64 歳	63	75	88	101	112	123
				65 歳～74 歳	15	18	20	24	27	30
				計	78	93	108	125	139	153
	合計（Ａ＋Ｂ）	対象者数			33,614	34,215	34,809	35,394	35,551	35,290
			組合員	40 歳～64 歳	27,133	27,618	28,097	28,570	28,697	28,486
				65 歳～74 歳	4,199	4,274	4,349	4,421	4,440	4,408
				計	31,332	31,892	32,446	32,991	33,137	32,894
			家族	40 歳～64 歳	1,843	1,877	1,908	1,941	1,951	1,936
				65 歳～74 歳	439	446	455	462	463	460
				計	2,282	2,323	2,363	2,403	2,414	2,396
		実施者数			6,724	7,527	8,354	9,202	9,954	10,587
			組合員	40 歳～64 歳	5,427	6,076	6,743	7,428	8,035	8,546
				65 歳～74 歳	840	940	1,044	1,149	1,243	1,322
				計	6,267	7,016	7,787	8,577	9,278	9,868
			家族	40 歳～64 歳	369	413	458	505	546	581
				65 歳～74 歳	88	98	109	120	130	138
				計	457	511	567	625	676	719

第３　実施方法

１　特定健康診査の実施方法

（１）特定健康診査の実施形態

①　組合員

ア　事業主健診については、特定健康診査の健診項目を満たしていることから、組合が事業主から健診結果を受領することで、特定健康診査を実施したこととする。

イ　本組合が助成して実施する人間ドック及び生活習慣病健診については、特定健康診査の健診項目を満たしていることから、健診結果が健診機関から組合に提供されることで、特定健康診査を実施したこととする。

ウ　ア、イ以外で事業主健診の受診義務のない組合員（事業所の代表者、役員、短時間労働者）から特定健康診査受診希望の申出があった場合は、特定健康診査受診券（以下、「受診券」という。）を発行し、委託健診機関において実施する。

②　家　族

ア　対象者である家族被保険者に対し、受診券を発行し、委託健診機関において実施する。

イ　本組合が助成して実施する人間ドック及び生活習慣病健診については、特定健康診査の健診項目を満たしていることから、健診結果が健診機関から組合に提供されることで、特定健康診査を実施したこととする。

ウ　パート先等で事業主が実施する事業主健診については、特定健康診査の健診項目を満たしていることから、組合が受診者本人から健診結果を受領することで、特定健康診査を実施したこととする。

（２）実施機関及び実施場所

実施機関		健診コース			実施場所
		人間ドック	生活習慣病健診	特定健康診査	
直営	総合病院厚生中央病院（東京都目黒区）	○	○		施設
直営	中部健康管理センター（名古屋市） 関西健康管理センター（大阪市）	○	○		施設・巡回
委託	一般財団法人日本健康増進財団	○	○		施設・巡回
委託	一般社団法人全国健康増進協議会		○		巡回
委託	その他の委託健診機関【個別契約】	○	○		施設・巡回
委託	全国規模の健診グループの健診機関 【集合契約】 ・公益社団法人日本人間ドック・予防医療学会/一般社団法人日本病院会 ・公益社団法人全日本病院協会 ・公益社団法人全国労働衛生団体連合会 ・一般社団法人日本総合健診医学会 ・公益財団法人予防医学事業中央会 ・公益財団法人結核予防会			 ○ ○ ○ ○ ○ ○	 施設 施設 施設 施設 施設 施設
委託	本組合が契約する地域の病院、診療所等の健診機関※【集合契約】			○	主に施設

※ 本組合が市区町村国保と医師会との契約に準拠して契約する地域の病院、診療所等の健診機関

（３）健診項目

メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を減少させるため、特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するための健診項目とする。

① 基本的な健診項目

項　目	備　　考
既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。
問診	自覚症状及び他覚症状の有無の検査
身体測定	身長、体重及び腹囲の検査
体格指数	BMI（BMI＝体重（kg）÷身長（m）^{2}）
血圧測定	収縮期（最大）血圧及び拡張期（最小）血圧の測定
肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、γ－GT（γ－GTP）
脂質検査	空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪※1 HDL コレステロール、LDL コレステロール 中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合 LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロールの測定でも可
血糖検査	空腹時血糖又は HbA1c（NGSP 値） やむを得ない場合は随時血糖※2
尿検査	尿糖及び尿蛋白

※１　空腹時中性脂肪であることを明らかにすること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により血中脂質検査を行うことができる。なお、空腹時中性脂肪は、絶食10時間以上に採血が実施されたものとする。

※２　空腹時血糖は絶食10時間以上、随時血糖は食事開始から3.5時間以上絶食10時間未満に採血が実施されたものとする。

② 詳細な健診項目

次の基準に基づき医師が必要と認めるときに行う。

<table>
<tr><th>追加項目</th><th>実施できる条件（判断基準）</th></tr>
<tr><td>貧血検査
（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）</td><td>貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者</td></tr>
<tr><td>心電図検査
（12 誘導心電図）※1</td><td>当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧 140mmHg 以上若しくは拡張期血圧 90mmHg 以上又は問診等で不整脈が疑われる者</td></tr>
<tr><td>眼底検査※2</td><td>当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者
<table>
<tr><td>血圧</td><td>収縮期 140mmHg 以上 又は 拡張期 90mmHg 以上</td></tr>
<tr><td>血糖</td><td>空腹時血糖値が 126mg/dl 以上、HbA1c(NGSP 値)6.5%以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上</td></tr>
</table>
ただし、当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧の基準に該当せず、かつ血糖検査の結果について確認することができない場合においては、前年度の特定健康診査の結果等において、血糖検査の基準に該当する者を含む。</td></tr>
<tr><td>血清クレアチニン検査
（eGFR による腎機能の評価を含む）</td><td>当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者
<table>
<tr><td>血圧</td><td>収縮期 130mmHg 以上 又は 拡張期 85mmHg 以上</td></tr>
<tr><td>血糖</td><td>空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c(NGSP 値)5.6%以上又は随時血糖値が 100mg/dl 以上</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

※1 心電図検査は、基準に基づき医師が必要と認める者であって特定健康診査当日に心電図検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

※2 眼底検査は、基準に基づき医師が必要と認める者であって特定健康診査当日から１か月以内に眼底検査を実施した場合、詳細な健診の項目として実施したこととする。

（４）実施時期

① 直営健診機関及び委託健診機関については通年とする。

② 事業主健診の実施時期については、事業主の判断による。

（５）外部委託の方法

① 委託健診機関との契約形態（第３－１－（２）表 参照）

ア 健診機関との個別契約（人間ドック、生活習慣病健診）

イ 全国規模の健診グループとの集合契約（特定健康診査）

ウ 代表医療保険者を通じた地区医師会との集合契約（特定健康診査）

② 委託健診機関の選定方法

加入事業所から委託契約の要望がある健診機関のうち、組合の取り扱いに応じることが可能な健診機関と契約する。

（６）周知や案内の方法

① 周知の方法

特定健康診査の周知については、保険事務担当者打合会等の機会を捉え、制度について事業所担当者に周知するとともに、もっぱら家族の実施率が課題となっていることから、ホームページへの掲載や広報誌「保険組合だより」に記載し、被保険者に対

し周知を図ることとする。

また、被保険者専用サイトの案内機能を利用し、特定健康診査の受診勧奨や健診結果の提供について、被保険者に直接呼びかけることとする。

② 受診案内の方法

受診券送付時に、補助を利用して受けることができる健康診断（人間ドック、生活習慣病健診、特定健康診査）について、組合で作成した案内文書を同封することとする。

③ 受診券及び受診案内の配布方法

年度当初に健診対象である家族被保険者に対して、本組合から受診案内と併せて受診券を届出住所地に送付する。なお、例年、人間ドック又は生活習慣病健診を受診している者等には、原則として受診案内のみ送付とする。

事業主健診の受診義務のない組合員（事業所の代表者、役員、短時間労働者）から受診券発行の依頼があった場合は事業所あて送付するものとする。

（７）受診券

① 発券形態

本組合の受診券は別紙１のとおりとする。

② 印字事項

ア 交付年月日

イ 受診券整理番号

ウ 被保険者証記号番号

エ 氏名、性別、生年月日

オ 有効期限

カ 健診内容

キ 窓口での自己負担

ク 保険者電話番号

ケ 保険者番号・名称

コ 契約とりまとめ機関名

サ 支払代行機関番号

シ 支払代行機関名称

③ 発券時期

年度当初に健診対象である家族被保険者（例年、人間ドック又は生活習慣病健診を受診している者等を除く。）に対し、発券するものとする。また、年度途中に資格取得した家族被保険者のうち健診対象者に対しても、随時発券するものとする。

事業主健診の受診義務のない組合員（事業所の代表者、役員、短時間労働者）から受診券発行の依頼があった場合には、随時発券するものとする。

④ 発券方法

委託先の株式会社大和総研に委託し、組合の被保険者マスター情報に基づき発券するものとする。

（８）健診結果データの受領方法

原則として電子データで受領しシステムへ登録する。また、紙媒体で提供があった場合は、組合において外部委託機関を利用してデータ化したうえで登録するものとする。

①　事業主からの受領

事業主健診の健診結果について、事業主と組合は契約書を取り交わしており、事業主は組合員分について事業主健診結果を速やかに組合に提出することとしている。

なお、年度経過後に前年度分の健診結果が送付されていない組合員については、組合から事業主あてに督促を行うものとする。

②　健診機関からの受領

本組合が助成して健診機関で受診した人間ドック及び生活習慣病健診のうち、直営健診機関、一般財団法人日本健康増進財団及び一般社団法人全国健康増進協議会の健診結果については組合が直接受領し、その他の委託健診機関の健診結果については株式会社バリューＨＲを通して受領するものとする。

③　東京都国民健康保険団体連合会からの受領

受診券による特定健康診査分については、東京都国民健康保険団体連合会から受領するものとする。

④　受診者本人からの受領

家族被保険者のうち特定健康診査対象者がパート先等で事業主健診を受診した場合は、受診者本人から受領するものとする。

（９）健診結果に対する情報提供等

①　リーフレット等

事業主から健診結果の提供があった場合は、検査項目の見方や生活習慣の改善に活用してもらうよう組合で作成したリーフレットを、事業主経由で組合員へ配布するものとする。あわせて、健診結果の見方動画についても活用するものとする。

②　電話相談等

健診結果についての疑問等には、直営の総合病院厚生中央病院の看護師が電話で相談に応じる体制及び医療相談サイト「firstcall」でオンライン相談に応じる体制をとり、その周知を図るものとする。

③　専用サイト

被保険者専用サイトでは、健診結果を経年で閲覧することができるため、その活用について被保険者に対し広報に努める。

(10) 費用支払い及びデータ管理に係る代行機関

①　特定健康診査

東京都国民健康保険団体連合会をデータ管理及び費用決裁に関する事務の代行機関とする。

② 個別契約の委託機関

株式会社バリューＨＲを健診予約及び費用決裁に関する事務の代行機関（一般財団法人日本健康増進財団分及び一般社団法人全国健康増進協議会分を除く。）とする。

２　特定保健指導の実施方法

（１）動機付け支援

第２－２－（１）で動機付け支援対象者となった者に対して、動機付け支援を行うものとする。

動機付け支援とは、動機付け支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の実施に資することを目的として、次に掲げる要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいう。

① 動機付け支援対象者が、保健師、管理栄養士等の面接（情報通信技術の活用による遠隔面接を含む。）による指導の下に行動計画を策定すること。

② 保健師、管理栄養士等が、動機付け支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行うこと。

③ 行動計画の策定の日から３月以上経過後において、当該行動計画の実績に関する評価を行うこと。

（２）積極的支援

第２－２－（１）で積極的支援対象者となった者に対して、積極的支援を行うものとする。

積極的支援とは、積極的支援対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善に係る自主的な取組の継続的な実施に資することを目的として、次に掲げる要件のいずれも満たすものであって、厚生労働大臣が定める方法により行う保健指導をいう。

なお、前年度に積極的支援を受けた者であって、次年度の健診結果において積極的支援該当となった者のうち、前年度より健診結果が改善している者については、動機付け支援相当の支援を実施するものとする。

① 積極的支援対象者が、保健師、管理栄養士等の面接（情報通信技術の活用による遠隔面接を含む。）による指導の下に行動計画を策定すること。

② 保健師、管理栄養士等が、積極的支援対象者に対し、生活習慣の改善のための取組に資する働きかけに関する支援を相当な期間継続して行うこと。

③ 行動計画の進捗状況に関する評価を行うこと。

④ 行動計画の策定の日から３月以上経過後において、当該行動計画の実績に関する評価を行うこと。

※腹囲２㎝以上・体重２㎏以上を達成した場合には特定保健指導を終了とすることができる。

（３）実施機関及び実施場所

①　委託により実施する場合

ア　ＳＯＭＰＯヘルスサポート株式会社等に対して委託するものとする。（実施場所は事業所又は利用者が指定する場所）

イ　被保険者の利便性等を考慮して、保健師、看護師等の専門職を配置する一部の事業所に対しては、特定保健指導を委託できるものとする。（実施場所は事業所が指定する場所）

ウ　健診当日の特定保健指導が可能な委託健診機関のうち、本組合との直接契約が可能であり、実績評価まで一貫して実施できる委託健診機関に対しても、特定保健指導を委託することができるものとする。（実施場所は健診機関が指定する場所）

②　本組合が直接実施する場合

下記の場合については、本組合の保健師または管理栄養士が実施するものとする。なお、組合の保健師または管理栄養士が指導を実施する場合においては、集団指導も実施することができるものとする。

ア　直営診療機関で健診当日に特定保健指導を実施する場合（実施場所は直営診療機関の指定する場所）

イ　体験型保健指導等で特定保健指導を実施する場合（実施場所は組合が指定する場所）

ウ　その他必要と認めた場合（実施場所は組合が指定する場所）

（４）実施時期

実施時期は、通年とする。

（５）外部委託の方法

組合との個別契約とする。

（６）周知や案内の方法

①　周知の方法

保険事務担当者打合会等の機会を捉え、制度について事業所担当者に周知するとともに、ホームページへの掲載や広報誌「保険組合だより」に記載し、被保険者に対し周知を図ることとする。

また、被保険者専用サイトの案内機能を利用し、特定保健指導の利用勧奨を被保険者に直接呼びかけることとする。

②　利用案内の方法

組合で作成した特定保健指導の案内文書により利用案内を行う。

③　利用案内の配布方法

特定健康診査の結果により特定保健指導が必要と認められた対象者に対して、組合が作成した利用案内を原則として届出住所地に郵送するものとする。

なお、事業所担当者が取りまとめを行う事業所については、事業所ごとに対象者分を取りまとめたうえで事業所あて郵送するものとする。

おって、健診当日に特定保健指導を利用する場合は、当日の測定値や問診内容により対象者と見なされた場合に指導を行うものとする。

（７）指導結果データの受領方法

実施機関から電子データで受領するものとする。

（８）利用案内

①　印字事項

ア　交付年月日

イ　整理番号

ウ　氏名

エ　有効期限

オ　特定保健指導区分

カ　自己負担

キ　申込用二次元コード

②　印刷時期

特定健康診査の結果を登録し、対象者選定後に印刷するものとする。

③　印刷方法

本組合において、株式会社大和総研社製の新国保ASPにより随時選定し、印刷するものとする。

（９）利用申込み手続き

対象者は、利用案内に印字された申込用二次元コードを読取り、利用申込みするものとする。

なお、二次元コードを読取る機器がない場合は、電話により申込むものとする。

３　スケジュール

（１）年間スケジュール

特定健康診査及び特定保健指導の年間スケジュールは下記のとおり。

			４月	８月	12月	４月	８月	12月	４月
特定健康診査	受診券発券・案内送付	一括（４月）	○						
		随時（５月～翌年２月）	→	→	→				
	受診期間		→	→	→				
	事業主への事業主健診結果の督促（翌年４月～５月）					○			
特定保健指導	対象者選定・利用案内（健診結果取込後２週間以内）		→	→	→	→	→		
	指導期間		→	→	→	→	→	→	→
	利用督促（案内発送から概ね６週間経過後）			→	→	→	→	→	
実施結果の検証・評価（翌年度前半）						→	→		
翌々年度実施計画の検討（翌年度後半）								→	→
国報告（翌年11月）							○		

（２）月間スケジュール

特定健康診査及び特定保健指導の月間スケジュールは下記のとおり。

		１日	10日	20日	月末
特定健康診査	特定健診費用支払 委託健診機関費用支払			○	○
	随時受診券発券				○
	健診結果取込（委託作成分毎週木曜日）	○	○	○	○
特定保健指導	委託指導機関費用支払				○
	対象者選定・利用案内配布	○	○	○	○

第４　個人情報の保護

１　データの保管方法

特定健康診査の健診結果及び特定保健指導の指導結果は、株式会社大和総研社製の新国保ASP内で保管するものとする。

新国保ASPへのアクセスは、静脈認証が必要であり、予め組合職員として登録した者に限りアクセスできる。

データの保管年数は当該年度を含め６年とし、保管年数経過後のデータは株式会社大和総研において削除する。

２　管理体制について

本組合の「個人情報の保護に関する規程」（平成17年７月８日制定）に基づき適切に管理する。

３　管理ルール

個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、本組合の「個人情報の保護に関する規程」等を遵守し、個人情報の漏えい防止を徹底する。

第５　実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 ３ 項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、またこれを変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない」に基づき、特定健康診査等実施計画を作成又は変更した場合は、速やかに組合ホームページに掲載するものとする。

併せて、広報誌「保険組合だより」や被保険者専用サイト等に掲載し、被保険者へ周知を図るものとする。

第６　実施計画の評価及び見直し

１　目標の達成状況

特定健康診査及び特定保健指導の実施率については、毎年度、国への報告データを基に、組合員・家族別、健康支援室の管轄別等の集計を行い、前年度との比較、目標の達成状況の検証を行うこととする。

なお、本組合が実施する人間ドック、生活習慣病健診及び特定健康診査の実施件数については、年度経過後速やかに集計し、状況の把握に努めるものとする。

２　実施計画の見直し

第４期実施計画期間の前半３年間経過後（令和９年７月）に、それまでの実績やその時点での取組み状況を勘案し、必要に応じ実施計画の見直しを行うこととする。

３　見直しの体制

毎年度の目標達成状況を含む実施状況について、保健事業部で検討することとする。

第７　その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

１　事業主との連携

（１）事業主健診を実施している事業所からの健診結果の提供について、一層の周知を図るものとする。

（２）事業主からの要望等により委託健診機関と新規委託契約を締結し、健診受診機会の拡大を図るものとする。

（３）事業所で実施する巡回健診において家族被保険者も同時受診できるよう事業主と検討するとともに、家族被保険者の実施率向上に向けた取組をヘルスアップチャレンジの取組項目に取り入れるなど、家族被保険者の健診実施率向上について事業主と共に取組むものとする。

（４）勤務時間中に組合員が特定保健指導を受けやすくするための就業上の配慮について、ヘルスアップチャレンジの取組項目に取り入れ、事業主と協働して実施率向上に取り組むものとする。

（５）加入事業所の保健スタッフが実施する指導を特定保健指導と位置づけるよう事業主と打合せを行い、加入事業所に特定保健指導を委託して実施できるようにするものとする。

（６）被保険者専用サイトは、被保険者への直接的な健康情報の配信、お知らせ機能を活用した受診勧奨、経年の健診結果が閲覧できる機能など、従業員の健康管理に活用できるサイトであることから、事業所と協力し登録者数の増加に努める。

２　委託健診機関との連携

（１）健診受診率向上策として、巡回健診の会場見直し、がん検診の同時実施、土曜日の実施等委託機関と打合せを行い、実施可能なものから導入する。

（２）健診当日の特定保健指導が実施できる委託健診機関等と特定保健指導の委託契約を締結するなど選択肢の拡大を図ることとしとし、実施率向上を図る。

別紙１

表面

受診者の方へ

同封の受診案内をご覧になり、下の受診券をミシン目から切り取りご使用ください。

なお、健診（特定健康診査・生活習慣病健診・人間ドック）は同一年度内１回を限度として補助しておりますので、重複（併用）して補助を受けることはできません。健診を２回以上受けられた場合は、重複分の健診費用を返納していただきます。

特定健康診査受診券

ミシン目から丁寧に切り取ってご使用ください

受診券整理番号

（フリガナ）
受診者の氏名
　性別
　生年月日
有効期限
健診内容　　・特定健康診査

窓口での自己負担　1,000円

内訳
　基本的な健診　1,000円
　詳細な健診　0円

保険者所在地
　東京都千代田区平河町1-5-9　厚生会館

保険者電話番号　03-6850-1177

保険者番号・名称　0 0 1 3 3 0 3 3
全国土木建築国民健康保険組合

全国土木組合印

契約とりまとめ機関名　集合B①、集合A①
支払代行機関番号　※ 91399022
支払代行機関名称　※ 東京都国民健康保険団体連合会
※実施機関の所在する国保連合会の番号、名称に読み替えてください

全国土木建築国民健康保険組合
保健事業部事業課
〒102-0093
東京都千代田区平河町1-5-9　厚生会館
TEL　03-6850-1177

質問項目		回答	
1-3	現在、医師の診断・治療のもとで、次のaからcの薬を服用していますか。		
1	a.血圧を下げる薬	1.はい	2.いいえ
2	b.血糖を下げる薬又はインスリン注射	1.はい	2.いいえ
3	c.コレステロールや中性脂肪を下げる薬	1.はい	2.いいえ
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	1.はい	2.いいえ
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	1.はい	2.いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析）を受けていますか。	1.はい	2.いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	1.はい	2.いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 （※「現在、たばこを習慣的に吸っている者」とは、条件１と条件２を両方満たす者である。） 条件１：最近１か月間吸っている 条件２：生涯で６か月間以上吸っている、又は合計１００本以上吸っている）	1.はい（条件１と条件２を両方満たす） 2.以前は吸っていたが、最近１か月間は吸っていない（条件２のみ満たす） 3.いいえ（1、2以外）	
9	20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。	1.はい	2.いいえ
10	１回30分以上の軽く汗をかく運動を週２日以上かつ１年以上実施していますか。	1.はい	2.いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を１日１時間以上実施していますか。	1.はい	2.いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	1.はい	2.いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1.何でもかんで食べることができる 2.歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある 3.ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速いですか。	1.速い	2. ふつう　3. 遅い
15	就寝前の２時間以内に夕食をとることが週に３回以上ありますか。	1.はい	2.いいえ
16	朝昼夕の３食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	1.毎日 2.時々 3.ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週に３回以上ありますか。	1.はい	2.いいえ
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。（※「やめた」とは、過去に月１回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近１年以上酒類を摂取していない者）	1.毎日 2.週５～６日 3.週３～４日 4.週１～２日 5.月に１～３日 6.月に１日未満 7.やめた 8.飲まない（飲めない）	
19	飲酒日の１日当たりの飲酒量 日本酒１合（アルコール度数15度・180ml）の目安： ビール（同５度・500ml）、 焼酎（同25度・約110ml）、 ワイン（同14度・約180ml）、 ウイスキー（同43度・60ml）、 缶チューハイ（同５度・約500 ml、同７度・約350 ml）	1.１合未満 2.１～２合未満 3.２～３合未満 4.３～５合未満 5.５合以上	
20	睡眠で休養が十分とれていますか。	1.はい	2.いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	1.改善するつもりはない 2.改善するつもりである（概ね６か月以内） 3.近いうちに（概ね１か月以内）改善するつもりであり、少しずつ始めている 4.既に改善に取り組んでいる（６か月未満） 5.既に改善に取り組んでいる（６か月以上）	
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	1.はい	2.いいえ

特定健康診査の意義

特定健康診査を受診することは、自分自身の健康状態を認識できる機会であり、また、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくるものとも言われております。

そのため、年に１度は特定健康診査等の健康診断を受診してください。

注意事項

1. この券の交付を受けたときは、すぐに、下記の住所欄に自宅の住所を自署してください。
（特定健康診査受診結果等の送付に用います。）
2. 特定健康診査を受診するときには、この券を窓口に提出するとともに、以下のいずれかにより保険資格の確認を受けてください。
・マイナンバーカードによるオンライン資格確認（受診する施設が対応している場合）
・マイナポータルの保険資格画面の提示
・マイナ保険証と資格情報のお知らせの提示
・資格確認書又は被保険者証
3. 特定健康診査はこの券に記載してある有効期限内に受診してください。
4. 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
5. 健診結果データは、決済代行機関での点検後、ご自身や医療機関で閲覧できるようマイナポータルへ連携されます。また国の集計作業のため匿名化データが共有されますので、ご了承のうえ受診してください。
6. 被保険者の資格が無くなったときは、5日以内にこの券を保険者に返してください。
7. 不正にこの券を使用したものは、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
8. この券の記載事項に変更があった場合には、すぐに保険者に差し出して訂正を受けてください。

住所　〒

検査前の食事の摂取、運動について

1. アルコールの摂取や激しい運動は、特定健康診査の前日は控えてください。
2. 午前中に特定健康診査を受ける場合は、空腹時血糖、中性脂肪等の検査結果に影響を及ぼすため、受診前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないでください。
3. 午後に特定健康診査を受ける場合は、軽めの朝食とし、以後は、水以外の飲食物を摂取しないでください。（採血は食後3.5時間以降とされていますのでご留意ください。）

別紙２

特定健康診査問診票

記号	71-	フリガナ		生年月日
番号		氏　名		(西暦)

下記の質問に回答してください。（あてはまる番号に〇印をつけてください。）

	質問項目	回答
	現在、医師の診断・治療のもとで、次のaからcの薬を服用していますか。	
1	a. 血圧を下げる薬	1. はい　2. いいえ
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	1. はい　2. いいえ
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	1. はい　2. いいえ
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	1. はい　2. いいえ
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	1. はい　2. いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療（人工透析）を受けていますか。	1. はい　2. いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	1. はい　2. いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 「現在、習慣的に喫煙している者」とは、条件１と条件２を両方満たす者である。 条件１：最近１ヶ月間吸っている 条件２：生涯で６ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている	1. はい （条件１と条件２を両方満たす） 2. 以前は吸っていたが、最近１ヶ月間は吸っていない （条件２のみ満たす） 3. いいえ（①、②以外）
9	20歳の時の体重から10kg以上増加していますか。	1. はい　2. いいえ
10	１回30分以上の軽く汗をかく運動を週２日以上かつ１年以上実施していますか。	1. はい　2. いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を１日１時間以上実施していますか。	1. はい　2. いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	1. はい　2. いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1. 何でもかんで食べることができる 2. 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある 3. ほとんどかめない

	質問項目	回答
14	人と比較して食べる速度が速いですか。	1. 速い　2. ふつう　3. 遅い
15	就寝前の２時間以内に夕食をとることが週に３回以上ありますか。	1. はい　2. いいえ
16	朝昼夕の３食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	1. 毎日　2. 時々 3.ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に３回以上ありますか。	1. はい　2. いいえ
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。 ※「やめた」とは、過去に月１回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近１年以上酒類を摂取していない者）	1. 毎日 2. 週５～６日 3. 週３～４日 4. 週１～２日 5. 月に１～３日 6. 月に１日未満 7. やめた 8. 飲まない(飲めない)
19	飲酒日の１日当たりの飲酒量はどのくらいですか。 ※日本酒１合（アルコール度数15度・180ml）の目安 ①ビール（同５度・500ml） ②焼酎（同25度・約110ml） ③ワイン（同14度・約180ml） ④ウイスキー（同43度・60ml） ⑤缶チューハイ（同５度・約500ml、同７度・約350ml）	1. １合未満 2. １合以上～２合未満 3. ２合以上～３合未満 4. ３合以上～５合未満 5. ５合以上
20	睡眠で休養が十分とれていますか。	1. はい　2. いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	1. 改善するつもりはない 2. 改善するつもりである（概ね６か月以内） 3. 近いうちに(概ね１か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている 4. 既に改善に取り組んでいる（６か月未満） 5. 既に改善に取り組んでいる（６か月以上）
22	生活習慣の改善についてこれまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	1. はい　2. いいえ
23	健診時の最終食事から採血までの時間 覚えている範囲内でご回答ください わからない場合は未回答としてください	1. 絶食10時間以上（病院の指示どおりに飲食制限） 2. 3.5時間以上～10時間未満（①、③以外） 3. 食時開始後 3.5時間未満

注）問診番号「８」、「18」、「19」、「22」の質問内容（回答項目）は令和６年４月より変更になりました

別表

平成20年度から令和４年度までの実績

（１）特定健康診査

ア　第１期計画期間（平成20年度～平成24年度）　（単位:人）

内　　訳		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
組合員	対象者数	119,836	119,054	117,984	117,506	118,121
	実施者数	97,584	99,206	99,687	102,259	105,506
	実施率(%)	81.4	83.3	84.5	87.0	89.3
	目標実施率（%）	70.0	72.0	75.0	80.0	85.0
家　族	対象者数	82,567	80,996	79,597	78,090	77,442
	実施者数	25,227	23,938	23,295	24,552	25,181
	実施率(%)	30.6	29.6	29.3	31.4	32.5
	目標実施率（%）	20.0	25.0	30.0	40.0	55.0
合　計	対象者数	202,403	200,050	197,581	195,596	195,563
	実施者数	122,811	123,144	122,982	126,811	130,687
	実施率(%)	60.7	61.6	62.2	64.8	66.8
	目標実施率（%）	49.6	53.0	56.9	64.0	73.1

イ　第２期計画期間（平成25年度～平成29年度）　（単位:人）

内　　訳		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
組合員	対象者数	118,283	120,136	122,630	123,660	124,910
	実施者数	106,333	110,148	111,708	114,001	115,638
	実施率(%)	89.9	91.7	91.1	92.2	92.6
	目標実施率（%）	91.1	91.4	91.7	91.9	92.2
家　族	対象者数	76,689	76,767	76,296	74,730	73,749
	実施者数	24,794	26,541	25,087	25,443	25,700
	実施率(%)	32.3	34.6	32.9	34.0	34,8
	目標実施率（%）	37.5	38.0	38.5	39.0	39.5
合　計	対象者数	194,972	196,903	198,926	198,390	198,659
	実施者数	131,127	136,689	136,795	139,444	141,338
	実施率(%)	67.3	69.4	68.8	70.3	71.1
	目標実施率（%）	70.0	70.5	71.0	71.5	72.0

ウ　第３期計画期間（平成30年度～令和５年度）　（単位:人）

内　　訳		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
組合員	対象者数	125,256	126,192	126,385	126,002	125,369	---
	実施者数	115,497	116,587	116,969	118,260	119,237	---
	実施率(%)	92.2	92.4	92.5	93.9	95.1	---
	目標実施率（%）	93.0	93.4	93.8	94.2	94.6	95.0
家　族	対象者数	72,293	71,209	70,133	68,368	65,452	---
	実施者数	26,284	24,669	23,884	25,505	25,824	---
	実施率(%)	36.4	34.6	34.1	37.3	39.5	---
	目標実施率（%）	36.5	41.8	47.3	54.3	60.8	67.0
合　計	対象者数	197,549	197,401	196,518	194,370	190,821	---
	実施者数	141,781	141,256	140,853	143,765	145,061	---
	実施率(%)	71.8	71.6	71,7	74,0	76.0	---
	目標実施率（%）	72.5	75.0	77,5	80.0	82.5	85.0

※令和５年度の実績は令和６年11月に確定するため、目標実施率のみを掲載した。

（２）特定保健指導

ア　第１期計画期間（平成20年度～平成24年度）　（単位:人）

内　　訳				20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
特定健康診査実施者数				122,811	123,144	122,982	126,811	130,687
		組合員		97,584	99,206	99,687	102,259	105,506
		家　族		25,227	23,938	23,295	24,552	25,181
特定保健指導	動機付け支援（A）	対象者数		9,897	9,569	9,660	10,202	10,514
			組合員	8,447	8,347	8,587	8,941	9,253
			家　族	1,450	1,222	1,073	1,261	1,261
		実施者数		471	1,749	1,818	2,152	2,583
			組合員	458	1,605	1,679	2,017	2,432
			家　族	13	144	139	135	151
		実施率（%）		4.8	18.3	18.8	21.1	24.6
		目標実施率（%）		20.0	25.0	30.0	37.0	45.0
	積極的支援（B）	対象者数		20,058	18,773	17,770	17,938	17,958
			組合員	19,328	18,209	17,267	17,427	17,402
			家　族	730	564	503	511	556
		実施者数		789	2,611	2,544	3,029	3,480
			組合員	777	2,551	2,485	2,979	3,429
			家　族	12	60	59	50	51
		実施率（%）		3.9	13.9	14.3	16.9	19.4
		目標実施率（%）		20.0	25.0	30.0	37.0	45.0
	合計（A＋B）	対象者数		29,955	28,342	27,430	28,140	28,472
			組合員	27,775	26,556	25,854	26,368	26,655
			家　族	2,180	1,786	1,576	1,772	1,817
		実施者数		1,260	4,360	4,362	5,181	6,063
			組合員	1,235	4,156	4,164	4,996	5,861
			家　族	25	204	198	185	202
		実施率(%)		4.2	15.4	15.9	18.4	21.3
		目標実施率（%）		20.0	25.0	30.0	37.0	45.0

イ　第２期計画期間（平成25年度～平成29年度）　（単位:人）

内　訳				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健康診査実施者数				131,127	136,689	136,795	139,444	141,338
		組合員		106,333	110,148	111,708	114,001	115,638
		家　族		24,794	26,541	25,087	25,443	25,700
特定保健指導	動機付け支援（A）	対象者数		10,086	10,333	10,720	12,524	13,102
			組合員	8,898	9,086	9,424	11,070	11,591
			家　族	1,188	1,247	1,296	1,454	1,511
		実施者数		2,305	2,350	2,262	2,173	2,368
			組合員	2,169	2,254	2,186	2,059	2,298
			家　族	136	96	76	114	70
		実施率（%）		22.9	22.7	21.1	17.4	18.1
		目標実施率（%）		25.7	27.7	29.6	31.0	31.9
	積極的支援（B）	対象者数		17,883	17,410	17,709	19,681	19,395
			組合員	17,343	16,884	17,129	19,099	18,830
			家　族	540	526	580	582	565
		実施者数		2,845	3,178	2,652	2,579	2,793
			組合員	2,811	3,150	2,620	2,553	2,775
			家　族	34	28	32	26	18
		実施率（%）		15.9	18.3	15.0	13.1	14.4
		目標実施率（%）		22.2	24.3	26.3	27.9	28.9
	合計（A＋B）	対象者数		27,969	27,743	28,429	32,205	32,497
			組合員	26,241	25,970	26,553	30,169	30,421
			家　族	1,728	1,773	1,876	2,036	2,076
		実施者数		5,150	5,528	4,914	4,752	5,161
			組合員	4,980	5,404	4,806	4,612	5,073
			家　族	170	124	108	140	88
		実施率(%)		18.4	19.9	17.3	14.8	15.9
		目標実施率（%）		23.5	25.5	27.5	29.0	30.0

ウ　第３期計画期間（平成30年度～令和５年度）　（単位：人）

内　訳				30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特定健康診査実施者数				141,781	141,256	140,853	143,765	145,061	---
		組合員		115,497	116,587	116,969	118,260	119,237	---
		家　族		26,284	24,669	23,884	25,505	25,824	---
特定保健指導	動機付け支援（A）	対象者数		13,018	13,371	13,378	13,160	12,809	---
			組合員	11,502	11,925	11,956	11,662	11,329	---
			家　族	1,516	1,446	1,422	1,498	1,480	---
		実施者数		2,634	2,368	2,581	2,820	2,782	---
			組合員	2,533	2,289	2,506	2,715	2,695	---
			家　族	101	79	75	105	87	---
		実施率（%）		20.2	17.7	19.3	21.4	21.7	---
		目標実施率（%）		20.3	23.5	26.5	29.6	32.3	35.3
	積極的支援（B）	対象者数		19,011	19,001	19,165	18,096	17,896	---
			組合員	18,452	18,450	18,599	17,472	17,314	---
			家　族	559	551	566	624	582	---
		実施者数		2,676	2,498	2,409	2,975	2,709	---
			組合員	2,661	2,475	2,389	2,935	2,683	---
			家　族	15	23	20	40	26	---
		実施率（%）		14.1	13.1	12.6	16.4	15.1	---
		目標実施率（%）		15.5	17.8	20.0	22.3	24.4	26.6
	合計（A＋B）	対象者数		32,029	32,372	32,543	31,256	30,705	---
			組合員	29,954	30,375	30,555	29,134	28,643	---
			家　族	2,075	1,997	1,988	2,122	2,062	---
		実施者数		5,310	4,866	4,990	5,795	5,491	---
			組合員	5,194	4,764	4,895	5,650	5,378	---
			家　族	116	102	95	145	113	---
		実施率(%)		16.6	15.0	15.3	18.5	17.9	---
		目標実施率（%）		17.5	20.0	22.5	25.0	27.5	30.0

※令和５年度の実績は令和６年11月に確定するため、目標実施率のみを掲載した。

（３）平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

ア　第１期計画期間（平成20年度～平成24年度）

区　　分	20年度（基準）	21年度	22年度	23年度	24年度
減少率（%）		4.9	7.9	8.3	10.0
目標減少率（%）					10.0%以上

イ　第２期計画期間（平成25年度～平成29年度）

区　　分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
減少率（%）	11.8	16.1	14.5	5.6	5.6
目標減少率（%）					25.0%以上

ウ　第３期計画期間（平成30年度～令和５年度）

区　　分	31年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
減少率（%）	7.3	6.1	4.7	10.3	12.7	---
目標減少率（%）						25.0%以上

※令和５年度の実績は令和６年11月に確定するため、目標減少率のみを掲載した。